

# 市内読売会が行う地域貢献活動に協力します！ 読売新聞東京本社販売局、横浜市が協力して、 市内読売会の「Y<sup>2</sup>サポートプロジェクト」が始まります！

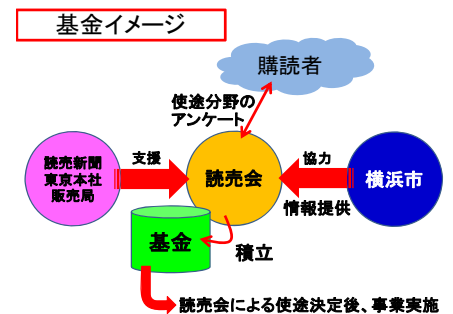
横浜市（市長：林 文子）と、市内の読売新聞販売店の集合体である横浜北部読売会（会長：朝岡 一郎）、横浜東部読売会（会長：福富 久男）、横浜西部読売会（会長：池内 新太郎）と、株式会社読売新聞東京本社販売局（東京、取締役販売局長：石川 明）は、市内読売会が行う福祉、環境、教育等の地域貢献活動についての協力協定を11月1日（月）に締結しました。

今後は、市内読売会が実施する地域貢献に関する取り組み「Y<sup>2</sup>サポートプロジェクト」について、読売新聞東京本社販売局とともに協力し、推進してまいります。




## 協定の主な内容

- 以下の事項について、協力を進めます。
  - (1) 市内読売会が組成する基金の運用、実施に関すること
  - (2) 新聞を活用した若者の活字離れ対策に関すること
  - (3) その他地域貢献活動に資すること
- ※協定の詳細な内容については、別紙協定書をご参照ください。
- ※これらの読売会が実施する取組を「Y<sup>2</sup>サポートプロジェクト」と名付けています。



## 主な特徴

- 地域の新聞販売店および販売店グループ（読売会）自らの発意による提案であること。
- 市内読売会自らが組成する基金に積み立てを行い、その運用により、地域貢献につながる活動等を支援する形を取っていること。  
(横浜市は、基金の運営に関して、情報提供等の協力を行う役割を担います。)
- 基金の使途については、読売会が行う新聞購読者向けに実施するアンケートや横浜市からの情報等を参考に、読売会が分野・対象など決めていくことになっていること
- 若者世代の活字離れに対応するため、若い世代に活字を慣れ親しむような環境を提供するとともに、新聞を活用して若い世代が活字により親しむための様々な取り組みを進めるなど、新聞メディアグループならではの取り組みを行うこと

お問い合わせ先		
共創推進事業本部共創推進課長	福島 雅樹	

## 横浜市内の読売会が実施する地域貢献活動に関する協力協定

横浜市（以下、「甲」という。）と、横浜市域の販売店（別紙販売店一覧のとおり）を代表する横浜北部読売会（以下、「乙」という。）、横浜東部読売会（以下、「丙」という。）及び横浜西部読売会（以下、「丁」という。）並びに株式会社読売新聞東京本社販売局（以下、「戊」という。）は、乙、丙、丁が行う地域貢献活動について相互に協力するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が、相互に協力することにより、環境、福祉、教育等についての地域貢献活動を推進することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の目的を達成するため、実施する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 乙、丙、丁が横浜市内への地域貢献のために組成する基金の運用、実施に関すること
- (2) 新聞を活用した若者の活字離れ対策に関すること
- (3) その他地域貢献活動に資すること

### （役割）

第3条 前条の事項を実施するにあたり、各当事者の役割は次のとおりとする

- (1) 乙、丙、丁は、前条各号に定める事項につき、甲、戊の協力を得て実施する。
- (2) 甲、戊は、前条各号に定める事項につき、乙、丙、丁を協力・支援する。
- (3) 前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙、丙、丁及び戊は定期的に協議を行うものとする。

### （協定の変更）

第4条 本協定の当事者のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとし、その内容は別途書面により定めるものとする。

### （期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より平成23年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前までに、当事者のいずれかにより申し出がある場合には、全当事者の合意を条件として、1年間更新するものとし、以後も同様により更新するものとする。
- 3 当事者のいずれかが、本協定の解約を申し出た場合は、解約予定日の1か月前までに書面により他当事者に通知することにより、本協定の解約ができるものとする。  
なお、解約後、各当事者は本協定に伴う一切の債権債務を負わないものとする。

### （疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、全当事者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年11月1日

甲 横浜市中区港町1-1  
横浜市長 林 文子

乙 横浜市中区山下町51-1 読売横浜ビル4F  
横浜北部読売会  
会長 朝岡 一郎

丙 横浜市中区山下町51-1 読売横浜ビル4F  
横浜東部読売会  
会長 福富 久男

丁 横浜市中区山下町51-1 読売横浜ビル4F  
横浜西部読売会  
会長 池内 新太郎

戊 東京都中央区銀座6-17-1  
株式会社読売新聞東京本社  
取締役販売局長 石川 明